

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月29日
【事業年度】	第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	日本ロジステック株式会社
【英訳名】	NIPPON LOGISTECH CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 雄吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町二丁目6番地
【電話番号】	03(3258)1211
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 芝山 高功
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町二丁目6番地
【電話番号】	03(3258)1211
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 芝山 高功
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第48期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(4) <略>

（訂正後）

(1) ～(4) <略>

(5) 取締役の定数

当社は、取締役を7名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

① 自己株式の取得

当社は、今後の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。